

随意契約理由書

1 事業名称

令和6年度西成区内未利用地等活用検討調査業務委託

2 契約相手方

株式会社 建設技術研究所 大阪本社

3 随意契約理由

西成区では、平成25年度より、西成特区構想として西成区に集約されている少子高齢化や人口減少に代表される本市の様々な課題を解決するために、「まちの活性化・イメージアップ」、「若者や子育て世帯の流入促進」を最終目標として、取り組みを進めている。

令和5年度から取組を開始した第三期西成特区構想では、西成区の人口減少のスピードが特区構想開始時と比べ鈍化しており、社会動態から見ると転入超過の状態が続いていることを踏まえ、強みである「若年層の転入増加」をさらに伸ばすとともに、弱みである「子育て世帯の転出」を減少させることにより、区内の人口減少に歯止めをかけることとしている。

こうした将来のまちの活性化につながるような持続可能な学校跡地運営を含む一体的なまちづくりを、公民連携・市民協働で実現していくために、令和3年3月に統廃合となった「もと松之宮小学校」の利活用を検討していくことにしているが、同校は災害時避難所として校地・校舎を残す必要があるほか、現在行われている地域活動への対応を検討する必要があること等から、校舎・校地の跡地の利活用の考え方の構築が急務となっている。

本業務では、もと松之宮小学校において地域防災拠点機能の継続を前提として、西成区が抱える様々な課題解決に資する学校跡地活用を検討するとともに、民間の事業採算性及び法令に則った実現性のある活用アイデアについて整理を図ることにより、今後作成を予定している「もと松之宮小学校跡地活用計画」についての市場性・実現性を担保することを目的とする。

委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和6年4月5日に実施した令和6年度西成区内未利用地等活用検討調査業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9792）